

# ○児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する場合	有資格者を配置した場合	利用者の数が利用定員を超えない場合	配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき) 又は	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束禁止未実施減算	人工内耳義用児童支援加算(1日あたり)	児童指導員等加算加算(1日につき)	児童指導員等加算加算(1日につき)	看護職員加算加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算
児童発達支援センターで行う場合	(1) 定員30人以下 (1,081単位)											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +70単位 (2) 児童指導員等の場合 +52単位 (3) その他の従業者の場合 +30単位	イ +67単位 ロ +134単位 ハ +201単位		
	(2) 定員31人以上40人以下 (1,000単位)											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +60単位 (2) 児童指導員等の場合 +44単位 (3) その他の従業者の場合 +26単位	イ +57単位 ロ +114単位 ハ +171単位		
	(3) 定員41人以上50人以下 (925単位)											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +46単位 (2) 児童指導員等の場合 +34単位 (3) その他の従業者の場合 +20単位	イ +44単位 ロ +88単位 ハ +132単位		
	(4) 定員51人以上60人以下 (855単位)											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +38単位 (2) 児童指導員等の場合 +28単位 (3) その他の従業者の場合 +13単位	イ +38単位 ロ +72単位 ハ +108単位		
	(5) 定員61人以上70人以下 (826単位)											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +32単位 (2) 児童指導員等の場合 +24単位 (3) その他の従業者の場合 +14単位	イ +31単位 ロ +62単位 ハ +93単位		
	(6) 定員71人以上80人以下 (800単位)											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +28単位 (2) 児童指導員等の場合 +21単位 (3) その他の従業者の場合 +12単位	イ +27単位 ロ +54単位 ハ +81単位		
	(7) 定員81人以上 (774単位)											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +25単位 (2) 児童指導員等の場合 +18単位 (3) その他の従業者の場合 +11単位	イ +24単位 ロ +48単位 ハ +72単位		
		× 965/1,000													
□ 難聴児の場合	(1) 定員20人以下 (1,377単位)										+603単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +105単位 (2) 児童指導員等の場合 +77単位 (3) その他の従業者の場合 +45単位	イ +100単位 ロ +200単位 ハ +300単位		
	(2) 定員21人以上30人以下 (1,185単位)										+531単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +38単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位		
	(3) 定員31人以上40人以下 (1,070単位)										+488単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +60単位 (2) 児童指導員等の場合 +44単位 (3) その他の従業者の場合 +26単位	イ +57単位 ロ +114単位 ハ +171単位		

			(4) 定員41人以上 ( 970単位)										+445単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +46単位 (2) 児童指導員等の場合 +34単位 (3) その他の従業者の場合 +10単位	イ +44単位 ロ +88単位 ハ +132単位
ハ 重症心身障害児の場合			(1) 定員15人以下 ( 1,325単位)											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +105単位 (2) 児童指導員等の場合 +77単位 (3) その他の従業者の場合 +45単位	イ 100単位 ロ 200単位
			(2) 定員16人以上20人以下 ( 1,035単位)											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +105単位 (2) 児童指導員等の場合 +77単位 (3) その他の従業者の場合 +45単位	イ 100単位 ロ 200単位
			(3) 定員21人以上 ( 919単位)							減算が適用される月から2月目まで $\times 70/100$ 3月以上連続して減算の場合 $\times 50/100$				(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +38単位	イ 80単位 ロ 160単位
児童発達支援センターで行う場合	二 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(一) 定員10人以下 ( 827単位)	+12単位					$\times 70/100$		4時期未満 $\times 70/100$ 4時期以上6時期未満 $\times 85/100$	$\times 85/100$ ※平成21年4月1日以降適用		利用者全員において、1日に259単位を減算	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位
		(二) 定員11人以上20人以下 ( 557単位)	+8単位						減算が適用される月から2月目まで $\times 70/100$ 3月以上連続して減算の場合 $\times 50/100$				(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位	
		(三) 定員21人以上 ( 433単位)	+6単位						減算が適用される月から4月目まで $\times 70/100$ 5月以上連続して減算の場合 $\times 50/100$				(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位	
	(1)主に未就学児	(一) 定員10人以下 ( 703単位)	+12単位											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位
		(二) 定員11人以上20人以下 ( 465単位)	+8単位											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +103単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位
		(三) 定員21人以上 ( 360単位)	+6単位											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位
(2)上記以外	(一) 定員10人以下 ( 703単位)	+12単位												(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位
	(二) 定員11人以上20人以下 ( 465単位)	+8単位												(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +103単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位
			(三) 定員21人以上 ( 360単位)	+6単位										(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位
	(1) 定員5人 ( 2,088単位)													(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +418単位 (2) 児童指導員等の場合 +309単位 (3) その他の従業者の場合 +182単位	イ 400単位 ロ 800単位
	(2) 定員6人 ( 1,748単位)													(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +264単位 (2) 児童指導員等の場合 +258単位 (3) その他の従業者の場合 +152単位	イ 333単位 ロ 666単位

ホ 重症心身障害児の場合	(3) 定員7人	(1,503単位)
	(4) 定員8人	(1,320単位)
	(5) 定員9人	(1,178単位)
	(6) 定員10人	(1,064単位)
	(7) 定員11人以上	(833単位)
ハ 共生型児童発達支援給付費		(560単位)
ト 基準該当児童発達支援給付費		
	(1)基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)	(664単位)
	(2)基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)	(560単位)

--	--	--	--

減算が適用される月から2月目まで × 70/100	減算が適用される月から4月目まで × 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100
3月以上連続して減算の場合 × 50/100	5月以上連続して減算の場合 × 50/100	3月以上連続して減算の場合 × 50/100

--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--

イ 児童福祉士又は児童指導員の場合  
+181単位  
ロ 児童福祉士又は児童指導員の場合  
+103単位  
ハ 保育士又は児童指導員の場合  
+78単位

家庭連携加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)
事業所内相談支援加算(月1回を限度)		(1回につき35単位を加算)
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき30単位を加算)
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき40単位を加算)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき37単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき30単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき25単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき21単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき19単位を加算)
		(6)定員81人以上 (1日につき16単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき20単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき16単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき13単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき11単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき10単位を加算)
		(6)定員81人以上 (1日につき9単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)  
 ※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度 (1日につき94単位を加算)

特別支援加算 (1日につき54単位を加算)

強度行動障害児支援加算 (1日につき155単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき1,000単位を加算)
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき500単位を加算)

送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合片道につき54単位を加算
	ロ 重症心身障害児の場合 (片道につき37単位を加算)

注1 一定の条件を満たす場合 +37単位  
 注2 同一敷地内の場合 ×70/100  
 注 同一敷地内の場合 ×70/100

延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算)
		(3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)
		(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき200単位を加算)
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき200単位を加算)

保育・教育等移行支援加算 (1回を限度として500単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×76/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×56/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×31/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×10/1,000)
-----------------	------------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可